

写

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示

大阪労働局一般公示第43号

平成24年8月6日大阪地方最低賃金審議会から大阪府最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、大阪府の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、平成24年8月21日までに大阪労働局長あて（大阪市中央区大手前4-1-67、大阪合同庁舎第2号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

平成24年8月6日

大阪労働局長 西 岸 正 人

記

大阪府最低賃金の改正決定に係る大阪地方最低賃金審議会の意見の要旨

大阪府最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前項の使用者に使用される労働者
- 4 前項の労働者に係る最低賃金額
1時間800円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

写

大阪地方最低賃金審議会の意見に対する公示の訂正

平成24年8月6日に公示した大阪地方最低賃金審議会の意見に対する公示（大阪労働局一般公示第43号）中「第11条第1項」は「第12条」の、「同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条」は「同法第12条」の誤りにつき訂正します。

平成24年8月16日

大阪労働局長 西岸 正人